

犬山市議会第54号議案

犬山市手数料条例の一部改正について

犬山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年6月5日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、多機能端末機による納税証明書及び課税に関する証明書の交付に係る手数料の額を定めるため必要があるからである。

犬山市手数料条例の一部を改正する条例

犬山市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第8項証明等手数料の表中

「

納税証明書 交付手数料	1件	200円
課税に関する証明書交 付手数料	1件	200円

」

を

「

納税証明書 交付手数料	1件	200円（多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合にあっては、100円）
課税に関する証明書交 付手数料	1件	200円（多機能端末機による交付の場合にあっては、100円）

」

に、

「

200円（多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）に

よる交付の場合にあつては、100円)

」

を

「

200円（多機能端末機による交付の場合にあつては、100円)

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

○犬山市手数料条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）					旧（改正前）				
別表（第3条関係） 1～7 略 8 証明等手数料					別表（第3条関係） 1～7 略 8 証明等手数料				
事務	名称	単位	金額	備考	事務	名称	単位	金額	備考
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく徴収金又は国民健康保険税に関する事項についての証明書の交付	納税証明書交付手数料	1件	200円（多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合にあっては、100円）	用紙1枚をもって1件とする。	地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく徴収金又は国民健康保険税に関する事項についての証明書の交付	納税証明書交付手数料	1件	200円	用紙1枚をもって1件とする。
個人市・県民税については所得状況、税額及び地方税法第295条の非課税に関する事項並びに固定資産税及び都市計画税については価格、課税標準額に関する事項についての証明書の交付	課税に関する証明書交付手数料	1件	200円（多機能端末機による交付の場合にあっては、100円）	1年度1税目1納税義務者をもって1件（併せて賦課し、徴収する税目にあつては、1税目とする。）とする。なお、土地は1筆、家屋は1棟を1件とする。	個人市・県民税については所得状況、税額及び地方税法第295条の非課税に関する事項並びに固定資産税及び都市計画税については価格、課税標準額に関する事項についての証明書の交付	課税に関する証明書交付手数料	1件	200円	1年度1税目1納税義務者をもって1件（併せて賦課し、徴収する税目にあつては、1税目とする。）とする。なお、土地は1筆、家屋は1棟を1件とする。
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

新（改正後）					旧（改正前）				
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写し交付手数料	1件	<u>200円（多機能端末機による交付の場合にあっては、100円）</u>		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写し交付手数料	1件	<u>200円（多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合にあっては、100円）</u>	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
9～11 略					9～11 略				